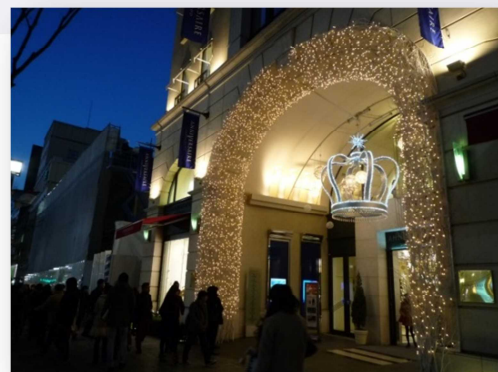
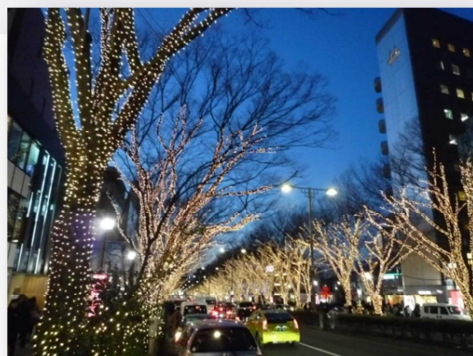


# メール



クリスマスの日、ライトアップされた表参道の並木道

## 労働基準監督署の調査について

労働条件の最低基準を定めたのが労働基準法で、その労働基準法の違反を取り締まるのが労働基準監督署です。皆様は、実際に労働基準監督署の取り締まり（調査）がどのようなものであるかご存じでしょうか。ここでは労働基準監督署による調査について、簡潔にはありませんが解説してまいります。調査を行う労働基準監督官は、全国で3,979人（資料：厚生労働省「平成23年度 労働基準監督年報」）います。これらの監督官によって日本のすべての事業所の調査が行われることとなります。労働基準監督官は、労働基準法に基づいて**※①事前予告なしに企業に対して立ち入り調査（臨検監督）を行う**ことができ、さらに刑事訴訟法に基づき事情聴取や証拠物品押収などの犯罪捜査や逮捕をする**※②特別司法警察職員**の権限も備えています。なお、臨検監督は原則として拒否することはできません。



## 臨検監督調査の種類について

### ① 定期監督

厚生労働省では毎年「地方労働行政運営方針」を作成し、その中で労働基準行政の運営施策を発表しています。それを踏まえ各労働基準監督署で重点業種や重点事項を決定し、定期的な計画をもとに実施する臨検監督のことを定期監督と言います。その為、この重点業種や事項に該当する事業所が定期監督の調査対象になることが多いようです。

#### 調査対象となる例

就業規則、36協定の未提出企業	サービス残業が多そうな業種	労働災害が多い業種	臨検で違反事項が多い企業
-----------------	---------------	-----------	--------------

定期監督の実施件数は平成24年には134,295件の事業所（資料：厚生労働省「監督実施状況」）で行われており、そのうち違反事業所数は91,796件となっています。

## ② 申告監督

従業員や元従業員による申告に基づいて労働基準監督署が臨検監督を行うこともあります。これを申告監督と言います。平成24年の申告受理件数は31,352件で、実際に申告監督を実施した件数は25,418件となっており、主要な申告事項は賃金の不払い、解雇によるものが多くなっています。(資料：厚生労働省「監督実施状況」)労働基準監督署では申告があれば必ず臨検監督をしなければいけないという義務はありません。しかし監督実施状況などを見ると、申告があった場合、迅速に調査を行っていることがわかります。

申告があった場合、あらかじめ申告監督を行うことを予告する場合と、予告をせずに申告監督を行う場合があります。予告を行う申告監督では、主に退職した従業員などから申告があったことを、事前に責任者に対して明らかにして呼び出し状による呼び出しを行い、呼び出し状には用件・根拠となる条文が記載されています。現在も事業所に在籍する従業員などからの告発が行われた場合は、予告なしに申告監督が行われます。そのため定期監督と区別がつきにくいものとなっています。

## ③ 災害時監督

一定規模以上の労働災害が発生した場合には、労働基準監督官が事故現場に赴き、臨検監督が行われて再発防止措置がとられます。これを災害時監督と言います。

## ④ 再監督

定期監督、申告監督、災害時監督などを実施し、臨検監督を行った結果、法令違反があった場合、「是正勧告書」が交付されます。また法律に直接違反していなくても改善を図る必要がある場合には「指導票」が交付され、事業所の施設や設備に不備があった場合にはさらに「使用停止命令」が交付されます。是正勧告は行政処分ではなく、行政指導になるため法的な拘束力はありませんが、労働基準監督官には特別司法警察としての権限があるため間接的な強制力があります。使用者はこの是正勧告書に基づき是正内容などを記載して、是正報告書を期日までに提出することになります。この法令違反が是正されているかどうかを確認するために臨検監督が行われることがあります。これを再監督と言います。この再監督は是正が報告通りに行われているかの確認の他に、是正報告書の提出がない場合、労働基準監督署の呼び出しに応じない場合に行われます。

## 調査の際に必要な主な帳簿、書類について

- ・労働三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）
- ・就業規則・労働条件明示書・36協定
- ・年次有給休暇の管理簿・定期健康診断結果個人票
- ・安全衛生管理体制の選任・設置・活動記録、届出書類

またその他、法令違反があった事項に関する必要書類が使用されます。

## 罰則について

労働基準監督署による是正勧告は行政指導ですが、法律違反であることには変わりありません。是正報告書などによる改善の意思が見られない場合や悪質な法違反があった場合には検察への送検手続きがとられ、起訴、罰則の処分が科されることとなります。

(参照)【厚生労働省 平成23年労働基準監督年報】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/kantoku01/dl/23.pdf>

【厚生労働省 労働基準監督業務について】

[http://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/15-2a.pdf](http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/15-2a.pdf)

【厚生労働省 監督業務実施状況】

[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki\\_junkyoku-Kantokuka/0000014641.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki_junkyoku-Kantokuka/0000014641.pdf)

「労務トラブル解決法！Q & Aシリーズ 臨検なんか恐くない！労働基準監督署対応と適法な労務管理」

(H25.9.15 労働調査会)

## 特別司法警察職員について

特定の分野において通常の警察官より詳しい知識を持った公務員を特別司法警察職員と言い、専門犯罪の捜査等を行うことができる権限が与えられています。

一般的な警察官は、正式には一般司法警察職員と言います。一方、さまざまな犯罪や事件、事故に対して、より特化した専門的な知識や経験を持った公務員を特別司法警察職員と言いますが、特別司法警察職員は、一般の警察官と同じように犯罪捜査や被疑者の逮捕等を行う権限が与えられています。

なお、特別司法警察職員には、労働基準監督官の他に次のようなものがあります。

○海上保安庁に所属する「海上保安官」 ○皇宮警察本部に所属する「皇宮護衛官」

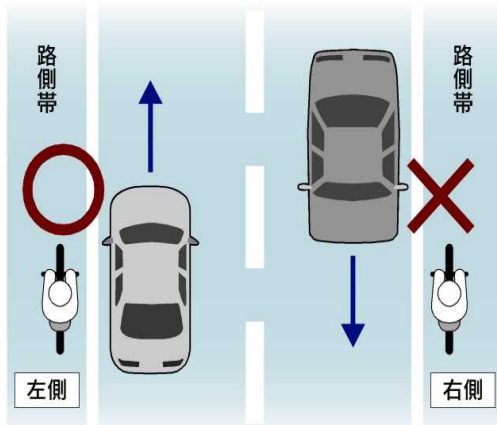
○その他「麻薬取締官」、「自衛隊警務官」、「船員労務官」、「漁業監督官」、「鉱務監督官」など

※海上保安官や麻薬取締官、自衛隊警務官などは拳銃等の武器携帯権限もあります。

## 改正道路交通法が平成 25 年 12 月より施行されました

### ◇改正の概要

車との正面衝突のリスクを避ける



(全日本交通安全協会の資料から)

改正道路交通法が平成 25 年 12 月 1 日から一部施行され、原則自転車の路側帯通行は左側に限られることになりました。近年増加してきた自転車による事故を防止することが改正の趣旨であるため、違反した場合の罰則も、悪質であると判断された場合は「懲役 3 カ月以下または罰金 5 万円以下」と重いものになっています。

改正前の道交法では、「(自転車は) 著しく歩行者の通行を妨げる場合などを除き通行できる」と規定されているのみで、左右どちらを走行するかの定めはありませんでした。それが、この度の改正道交法では『左側に限る』とされ、さらに罰則も設けられることになったわけです。また、改正道交法では、ブレーキがない自転車や、無免許運転を助長する行為も新たに規制されることになりました。

## ◇違反と罰則について

改正事項		改正事項に違反した場合の罰則内容
自転車の路側帯での左側通行	⇒	【懲役3カ月以下または罰金5万円以下】
ブレーキがない自転車の運転禁止命令	⇒	【罰金5万円以下】
無免許の人に車を提供する行為の禁止	⇒	【懲役3年以下または罰金50万円以下】
無免許の人の車に同乗する行為の禁止	⇒	【懲役2年以下または罰金30万円以下】

※「改正道路交通法」（平成25年12月1日施行分）より抜粋

## ◇会社としての対応

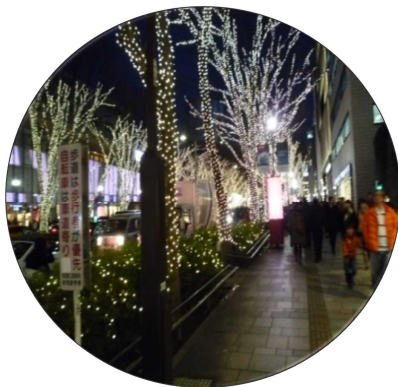
会社としては、業務上自転車を使用させる場合や、自転車通勤を認めている場合などで、もしも違反行為があったときには、基本的には個人の責任になるかと思われませんが、会社の管理責任（使用者責任）に及ぶことがないとは言いきれません。そのようなことになれば、被害者の方から批判を受けたり、損害賠償責任等を連帯して負うことになったりする可能性もあります。このような事態を避けるという観点からも、社員が事故に巻き込まれないように、普段から教育や指導を行い、必要な制度や規則を整えておくことが大切です。なお、東京都内にある会社については、昨年7月に施行された「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車通勤を禁じていない場合について、2つの義務が課せられています。

（参考）

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年7月施行）より抜粋

1. 自転車を利用して通勤する従業員の自転車の安全利用、適正利用に関する研修の実施、情報提供、その他の必要な措置
2. 自転車通勤のための駐輪場の確保または、従業員が駐輪場を確保していることの確認

東京都以外の地域でも、社員の安全を守るためにも、社内制度上まだ何もしていないという場合は、この機会に整備されることをお勧めいたします。



表参道ヒルズのイルミネーション



丸の内のイルミネーション

ご意見・ご質問などは、お気軽にお問い合わせください。次号は1月31日に配信いたします。（石田久男）

発行元：石田労務管理事務所

発行人：石田久男

発行日：月1回＋不定期



〒107-0061 東京都港区北青山2-10-17 SOHO北青山103号

[電話] 03-5410-0789 [FAX] 03-5410-0790

<http://www.ishidalm.com/index.html>